

平成19年8月1日
水産庁

指定漁業の許認可の一斉更新を実施

指定漁業である沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業の許認可が7月31日に失効することに伴い、8月1日をもって許認可の更新を行うとともに、許可に係る諸規制等についても点検・見直しを実施。

1 許認可隻数の決定

今次指定漁業の許認可の一斉更新時における総許認可隻数は、2,030隻（平成14年は2,489隻）となりました。（詳細は別表のとおり）

2 許可に係る諸規制等の点検・見直し

（1）漁船漁業の構造改革に資するための諸規制の見直し

漁船漁業の構造改革を推進し、将来にわたり水産物の安定供給を担う国際競争力ある経営体を育成する観点から、漁獲物等の陸揚港制限の撤廃、漁獲物等の転載制限の規制緩和等を行いました。

（2）漁業秩序の適正化

許認可の適格性を判断するための基準について、法令の遵守を一層促進する観点から厳格化するとともに、透明性を確保するためこれを省令で定めました。

また、漁業関係法令違反に対する行政処分の運用基準についても、違反の発生の抑止力を向上させる観点から厳格化するとともに、透明性を確保するためこれを公表し、周知徹底を図りました。

さらに、操業区域違反を繰り返す漁船に対し、一定期間、衛星船位測定送信機による位置の報告を義務付ける措置を導入しました。

※ 指定漁業とは、農林水産大臣の許可を受けて営む漁業をいう。

別表

一斉更新時における指定漁業の許可期間及び許認可隻数

番号	漁業種類	許可期間等		許認可隻数						増減 (B)-(A)
		許可日	期間	平成14年			平成19年			
		平成年月日	年	許可	認可	計(A)	許可	認可	計(B)	
1	沖合底びき網漁業	19. 8. 1	5	423	19	442	376	15	391	▲ 51
2	以西底びき網漁業	19. 8. 1	5	18	0	18	13	0	13	▲ 5
3	大中型まき網漁業	19. 8. 1	5	196	25	221	200	7	207	▲ 14
4	遠洋かつお・まぐろ漁業	19. 8. 1	5	581	44	625	464	119	583	▲ 42
5	近海かつお・まぐろ漁業	19. 8. 1	5	514	18	532	409	26	435	▲ 97
6	北太平洋さんま漁業	19. 8. 1	5	225	4	229	161	43	204	▲ 25
7	日本海べにずわいがに漁業	19. 8. 1	5	22	0	22	15	0	15	▲ 7
8	いか釣り漁業	19. 8. 1	5	345	55	400	152	30	182	▲ 218
合計				2,324	165	2,489	1,790	240	2,030	▲ 459

注1：平成14年許認可隻数は、平成14年の一斉更新時（H14.8.1）の数値。

注2：いか釣り漁業の増減隻数には、許可の操業区域の区分を統合したことによる減少が含まれている。

問い合わせ先

水産庁漁政部企画課制度班

担当：下迫田、垣谷

代表：03-3502-8111（内6574）

直通：03-6744-2341

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/release/index.html>

